提案•要望書

平成26年6月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

島根県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開しており、一部に緩やかな持ち直しの動きは見られますが、地域経済は景気回復を全体として実感できる状況にはなく、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は依然として厳しい状況にあります。

こうした中で、地方税財源の充実強化をはじめとする島根県 が抱える諸課題への取組みには、国の理解と支援が必要です。

つきましては、平成27年度の予算編成と今後の施策展開に おいて実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特 段のご配慮を賜りますようお願いします。

平成26年6月

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県議会議長 五百川 純 寿

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に 展開すること。
- (2) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、 一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

Ⅱ 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定への対応

- 1 交渉において、影響が甚大な農産品などについては、関税撤廃の例外措置 を確保することに、全力を尽くすこと。
- 2 交渉の進展について、国民に対し、適時に、十分な情報提供を行い、丁寧 な説明を行いながら粘り強く交渉を行うこと。
- 3 交渉において、仮に農産品等について実効ある例外扱いが達成できないな ど、国益を損なうということになるのであれば、TPP不参加を含め、国民 の意向をよく汲んで、慎重な対応をすること。

Ⅲ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更 許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持 って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国 が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、 県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

- (1) 「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制 を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画(原子力災害対策 編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、国が前面に 立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。
 - ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自 治体、関係機関との調整
 - ② 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、 避難支援要員等の迅速な確保
 - ③ 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の 確保
 - ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
 - ⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及び そこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
 - ⑥ 乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定ョウ素 剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用体制の充実

- (2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。
 - ① 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
 - ② 消防団員等防災業務従事者への資機材の配備
 - ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
 - ④ モニタリングやスクリーニングで必要となる資機材の配置
- (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

IV 地域医療連携の推進

ICTを利用した診療情報の共有は、地域医療連携を目的として、既に全国各地で始まっている。この取組みを拡大・発展させ、健康長寿社会の実現に向けた成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項について対応すること。

1 法的な課題の解決

診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容や取得方法が異なる地域との連携は困難である。

個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全国一律の同意取得方法を示すこと。

2 制度上の課題の解決

診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体としての効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針や規程等を早期に整備すること。

3 財政上の課題の解決

診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機 関及び国又は地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。

V 東京オリンピックの成功に向けた全国的な取組みの推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功 に向けて日本全体で取り組むために、全国の社会基盤整備や選手の育成強化、 日本各地への外国人観光客の誘致に配慮すること。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に 展開すること。
- (2) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、 一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

Ⅱ 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を前向きに検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。

Ⅲ 道州制への対応

現在議論されている道州制は、改革の具体的な内容が不明確であり、その導入の目的、目的を達成するにあたっての課題などについて様々な懸念や意見が出されている。

特に、道州制は、国から地方へ事務と財源を再配分することが必要になるが、 現在は国・地方を通じた巨額の財政赤字が続く状況にあることから、まずは財 政の健全化を進め、その見通しが立つ段階で検討を進めることが適切である。

国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、国民的な議論を十分に行った上で、慎重な検討を行うこと。

Ⅳ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1)福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更 許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持 って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、 県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制 を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画(原子力災害対策 編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、国が前面に 立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自 治体、関係機関との調整
- ② 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、 避難支援要員等の迅速な確保
- ③ 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の 確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及び そこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定ョウ素 剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用体制の充実
- (2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。
 - ① 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
 - ② 消防団員等防災業務従事者への資機材の配備
 - ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
 - ④ モニタリングやスクリーニングで必要となる資機材の配置
- (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

V 防災対策の強化

東日本大震災を踏まえ、防災対策の強化・見直しが進められているところであるが、国と地方の物資の備蓄体制における役割を明確化すること。

特に、広域大規模災害については、国において備蓄体制を構築すること。

VI 少子化対策の推進

1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう適切な財政措置を講ずること。
- (2) 制度が円滑に実施できるよう必要な情報を迅速に提供すること。
- (3) 多子世帯等における利用者負担のさらなる軽減を図ること。
- (4) 待機児童の解消や良好な保育環境を確保するため、保育所等の整備が安定的に行えるよう支援を充実すること。
- (5) 中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービス提供が行えるよう支援措置を講ずること。
- (6) 入所児童の災害時の安全確保のために必要な経費を、全ての保育所等が 受けられるよう、公定価格に算定すること。
- (7) 質の高い教育と保育を提供する必要があるため、さらなる保育士等の職員配置の充実や処遇の改善を図ること。

2 未婚・晩婚化対策の推進

- (1) 地方が地域の実情に応じて継続的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。
- (2) 国においても、国民の意識醸成や社会全体での取組みの促進を図るための啓発、情報発信等の取組みを強化すること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成27年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた歳出特別枠及び別枠加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 法人実効税率の引き下げの検討に際しては、地方交付税原資の減収分も含め、恒久的な代替財源を確保すること。
- (3) 地方間で格差が生じないよう、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) 消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引き上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。
- (6) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。
- (7) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可 住地が分散している団体へ配慮した方法に見直すこと。

2 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を前向きに検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。

Ⅱ 離島・過疎・半島地域への支援

1 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、国 境離島に係る新法の制定など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を 講ずること。

2 過疎対策事業債の必要額の確保と弾力的な運用

平成26年度の過疎法改正により、22団体が過疎市町村に追加されるとともに、過疎対策事業債の対象施設が追加されたことなどから、過疎対策事業債の要望額の増加が見込まれるため、必要額の確保を図ること。

また、ソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額のさらなる弾力的な運用を図ること。

3 半島振興対策の充実

半島地域の特性や実情を踏まえ振興対策を促進するため、平成27年3月をもって、法期限を迎える半島振興法を延長すること。

また、半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること。

4 過疎地域の病院等への支援

医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが 行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図 ること。

Ⅲ 国民健康保険制度の持続可能性の確保

現在検討が行われている国民健康保険の都道府県移行については、財政上の構造的な問題の解決を行うこと。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。

IV 地域医療連携の推進

ICTを利用した診療情報の共有は、地域医療連携を目的として、既に全国各地で始まっている。この取組みを拡大・発展させ、健康長寿社会の実現に向けた成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項について対応すること。

1 法的な課題の解決

診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容や取得方法が異なる地域との連携は困難である。

個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全国一 律の同意取得方法を示すこと。

2 制度上の課題の解決

診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体としての効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針や規程等を早期に整備すること。

3 財政上の課題の解決

診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機 関及び国又は地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に 展開すること。
- (2) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、 一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

Ⅱ 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、 米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ、さらに騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

- (1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- (2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。
- (3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府に おいて、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国と地方で協議する場を設置すること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成27年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた歳出特別枠及び別枠加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 法人実効税率の引き下げの検討に際しては、地方交付税原資の減収分も含め、恒久的な代替財源を確保すること。
- (3) 地方間で格差が生じないよう、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財 政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっ ては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を 計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮 した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性 を踏まえ、期間の延長を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能とな るよう、更なる要件の見直しを行うこと。
- (6) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ配慮した方法に見直すこと。

2 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を前向きに検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。

Ⅱ 消費税の引き上げに伴う影響への対応

1 消費税の引き上げに伴う国民生活・地域経済に与える影響への対応

消費税の引き上げにより懸念される影響を緩和するため、経済対策などに 盛り込まれた施策を適切に実行すること。

また、今後も、地方経済の動向も十分に把握し、必要な場合は追加の対策を実施すること。

2 消費税の引き上げに伴う課題への対応

- (1)消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、 地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障 制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準 財政需要額に算入すること。また、各団体において、引き上げ分の地方消 費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消 費税の清算基準の見直しを検討すること。
- (2) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。
- (3) 消費税引き上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療 確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に 見直すこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の持続可能性の確保

現在検討が行われている国民健康保険の都道府県移行については、財政上の構造的な問題の解決を行うこと。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、 児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、 竹島問題を積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。

また、今年1月に中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂され、 竹島問題に関する記載が充実されたところであるが、学習指導要領においても 竹島問題を取り上げること。

Ⅱ 医師養成の充実等

厚生労働省と連携し、医師養成体制の充実や、大学の勤務環境改善などを行い、大学によるへき地医療支援を促進すること。

- (1) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (2) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。

Ⅲ 世界文化遺産の保全管理の充実

世界文化遺産に登録された全国13件の資産の保全と、我が国の文化財保護 全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方 策を検討すること。

Ⅳ 国立三瓶青少年交流の家の国営存続

中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、廃止や自治体・民間への移管をせず、国営で存続させること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 実効性のある社会保障制度改革の推進

社会保障制度改革については、国民生活をはじめ、地方団体の組織・財政に大きな影響を及ぼすことから、具体的な制度設計にあたっては、国民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、地方と手順を踏んだ十分な議論を行うこと。

1 子ども・子育て支援新制度

- (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう適切な財政措置を講ずること。
- (2) 制度が円滑に実施できるよう必要な情報を迅速に提供すること。
- (3) 多子世帯等における利用者負担のさらなる軽減を図ること。
- (4) 待機児童の解消や良好な保育環境を確保するため、保育所等の整備が安定的に行えるよう支援を充実すること。
- (5) 中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービス提供が行えるよう支援措置を講ずること。
- (6) 入所児童の災害時の安全確保のために必要な経費を、全ての保育所等が受けられるよう、公定価格に算定すること。
- (7) 質の高い教育と保育を提供する必要があるため、さらなる保育士等の職 員配置の充実や処遇の改善を図ること。

2 医療制度

(1) 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度 基金方式による新たな財政支援制度について、地域の実情に応じた取組 みが可能となるよう柔軟な制度とすること。

特に、奨学金等の長期継続的に取り組む必要のある事業と施設整備等の一時的に多額の費用を要する事業については、配分方式を分けること。また、ソフト事業については、年度当初から事業着手が可能な制度とすること。

(2) 地域医療ビジョンの策定

地域医療ビジョンの策定にあたっては、離島・中山間地域を抱える島根 県の地域事情を踏まえた、実効性ある計画が策定できるよう、以下の措置 を講ずること。

- ① 地域の実情に応じた二次医療圏ごとの医療機能別の必要病床数が算 定できるよう、算定式に加えて各都道府県が地域の実情に即して柔軟 に対応できるよう配慮すること。
- ② 地域医療ビジョンの策定に向けた手順及び策定ガイドラインについて、病床機能報告制度との関係性も明確にした上で、できる限り早期に提示すること。

(3) 国民健康保険制度の持続可能性の確保

現在検討が行われている国民健康保険の都道府県移行については、財政 上の構造的な問題の解決を行うこと。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。

3 介護保険制度

中山間地域や離島を抱える島根県は、都市部と異なり、サービス提供体制や人材確保に課題があるため、改革にあたっては、次の事項について地域の実情を踏まえ制度設計をすること。

また、将来にわたり安定的な制度となるよう、介護保険財政における保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

(1) 国は、医療・介護等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの必要性、重要性等を国民に十分に説明するとともに、地域の実情にあったシステムの実現に向け、将来にわたる自治体への財政支援を行うこと。

- (2) 予防給付から移行する新たな地域支援事業の詳細な制度設計にあたっては、地域の実情に応じた一定水準のサービスが提供できるよう、市町村の財政力の状況等を十分に踏まえて行うこと。特に事業費の上限設定等については確実に事業を実施できるものとすること。また、市町村の準備作業が円滑に進むよう、早急にガイドラインを示すこと。
- (3)特別養護老人ホームの入所を、要介護3以上の者とする見直しにあたっては、地域の実情や入所者の実態に応じた柔軟な制度となるよう、検討すること。
- (4) 介護人材の確保・定着に向け、介護サービスに従事する介護職員や看護職員等の更なる処遇改善を図るため、国において利用者負担も考慮した介護保険制度の検討を行うこと。

Ⅱ 地域医療提供体制の確保と地域医療連携の推進

1 医師・看護職員確保対策の推進

- (1) 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講ずること。
 - ① 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科において、充実 した研修が受けられるよう病院の研修環境や指導体制の充実を図るこ と。
 - ② 産科・外科などにおける医療事故の患者や家族の早期救済のため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。
 - ③ 新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。
 - ④ 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と 育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・ 充実を図ること。

- (2) 看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政支援の 充実、地域の医療・福祉を支える看護職員の給与等の処遇や勤務環境の改 善など、看護職員の安定確保につながる対策を講ずること。特に、以下の 2点について早期に対策を講ずること。
 - ① 看護職員の勤務環境改善や医療安全確保の観点から、夜勤の拘束時間や夜勤回数について実態を把握し、適切な夜勤拘束時間の指針を示し、拘束時間や夜勤回数について実効性のある改善が図られるよう医療機関の体制整備を支援すること。
 - ② 急性期医療を担う保険医療機関が、看護職員の負担の軽減に資する体制を確保することを目的として、医療関係職員、事務職員等との間での業務の役割分担を推進し、看護職員の事務作業を補助する専従者を配置する場合に、「医師事務作業補助者」と同様診療報酬の加算を行うこと。
- (3) 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。
- (4) 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療機関の適切な利用方法などについて、国民への広報・啓発を強化すること。
- (5) 文部科学省と連携し、医師養成体制の充実や、大学の勤務環境改善など を行い、大学によるへき地医療支援を促進すること。
 - ① 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を 養成するため、教育体制の強化を図ること。
 - ② 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、 地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や 勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。

2 地域医療連携の推進

ICTを利用した診療情報の共有は、地域医療連携を目的として、既に全国各地で始まっている。この取組みを拡大・発展させ、健康長寿社会の実現に向けた成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項について対応すること。

(1) 法的な課題の解決

診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容や 取得方法が異なる地域との連携は困難である。

個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全国 一律の同意取得方法を示すこと。

(2) 制度上の課題の解決

診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体としての 効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針や規 程等を早期に整備すること。

(3) 財政上の課題の解決

診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機関及び国又は地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。

3 地域医療提供体制の確保に係る制度の改善

- (1) 医療提供体制推進事業補助金によるドクターへリ運航委託費の補助基準 額は全国一律であるが、島根県のように離島や中山間地を多く抱える地域 では、運航実績が他地域に比べ非常に高くなっている。
 - こうした地域の実情を考慮し、運航実績に応じた補助基準額とすること。
- (2) 救命救急センター運営費等の地域医療提供体制を確保するために恒常的 に必要な費用については、補助基準額に応じた十分な予算を確保し、都道 府県の超過負担を解消すること。

Ⅲがん対策の推進

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保するなど必要な対策を講ずること。
- 2 がん診療連携拠点病院の指定要件強化による質の向上に対応するため、が ん診療連携拠点病院等への財政措置を充実させること。また、指定要件につ いて地域の実態に即した弾力的な運用を行うこと。
- 3 がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録の事務のうち、都道 府県及び市町村、病院等が負担する事務に要する費用については、円滑な事 業の導入及び継続が可能となるよう補助金等の必要な財源措置を講ずること。
- 4 保険適用外となっているがん治療薬について、保険適用の拡大を一層迅速 に進めること。未承認薬の承認については、引き続き一層の早期承認となる よう推進すること。
- 5 がん検診を希望する被保険者が受診しやすい体制整備を保険者に義務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。また、自治体が受診率向上に向けて現状把握できる対策を講ずるために、がん検診の内容や実績について自治体への報告を制度化すること。
- 6 がん対策推進基本計画の実施にあたっては、これまでの施策に加え、重点 課題に追加された「働く世代へのがん対策の充実」など新たな取組みに対し ての予算も確保すること。

Ⅳ 少子化対策の推進

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を次のとおり講ずること。
- (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担 の軽減措置を拡充すること。
- (2) 特定不妊治療助成費の増額や男性不妊についても助成の対象とするなど 制度を拡充すること。さらに、特定不妊治療など保険診療の適用となって いない不妊治療について医療保険適用を図ること。
- 2 未婚・晩婚化対策について、地方が地域の実情に応じて継続的な取組みが 行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。 また、国においても、国民の意識醸成や社会全体での取組みの促進を図る ための啓発、情報発信等の取組みを強化すること。

V 福祉サービス提供体制の充実

- 1 今後の福祉・介護サービスの需要増に的確に対応するため、緊急雇用創出 事業臨時特例基金を活用した「福祉・介護人材確保緊急支援事業」の期間延 長など、福祉・介護人材の確保に向けた国の財政支援措置を継続、強化する こと。
- 2 社会福祉施設の耐震化を促進するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例 基金については、平成27年度以降も継続するとともに、対象施設や対象経 費を拡大し、「福祉避難所」、「広域福祉避難所」の施設整備や災害時用自 家発電設備の整備等の防災対策などに活用できるよう制度の弾力化を図るこ と。
- 3 生活困窮者等の自立支援に係る予算等を確実に措置すること。
- (1)生活困窮者自立支援法に規定する事業の国庫補助・負担金の基準額は、 市町村の実情を踏まえた適切な水準とし、地方負担分も含めて確実に財政 措置すること。
- (2) 離職者の生活再建等を目的に貸付けられる生活福祉資金の相談員を引き 続き配置できるよう、緊急雇用創出事業臨時特例基金の事業期間延長など、 所要の財政措置を講ずること。

VI 原子力発電所の防災対策の強化

原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面に立って調整・支援を行うこと。

- (1) 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、 関係機関との調整
- (2) 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難 支援要員等の迅速な確保
- (3) 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- (4) 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- (5) 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこ への迅速な移送が可能となる体制の整備
- (6) 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保に対する財政支援
- (7) 乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定ョウ素剤の 副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用体制の充実

Ⅲ 消費税の引き上げに伴う課題への対応

消費税引き上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。

Ⅲ 若者の雇用対策の推進

産業振興を図る上で、人材の確保、とりわけ企業の将来を担う若年層の確保・育成が重要であることから、企業が実施する長期インターンシップへの助成など、若者の雇用のミスマッチ防止や早期離職の解消に向けて、若者の雇用対策の充実を図ること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定への対応

- 1 交渉において、影響が甚大な農産品などについては、関税撤廃の例外措置 を確保することに、全力を尽くすこと。
- 2 交渉の進展について、国民に対し、適時に、十分な情報提供を行い、丁寧 な説明を行いながら粘り強く交渉を行うこと。
- 3 交渉において、仮に農産品等について実効ある例外扱いが達成できないな ど、国益を損なうということになるのであれば、TPP不参加を含め、国民 の意向をよく汲んで、慎重な対応をすること。

Ⅱ 地域の実情を踏まえた「農林水産業・地域の活力創造」

1 農業者が将来に向けてビジョンを描くことのできる農政改革の実行

国の農政改革に係る各制度は、中山間地域が大部分を占める島根県においても農業・農村の維持・発展につながる仕組みであることが重要である。

制度の創設や既存制度の見直しにあたっては、生産現場における十分な周知・準備期間を確保するとともに、中山間地域など条件不利地域を含め、地域の実情や意見を反映した柔軟な制度運用となるよう、以下のとおり措置すること。

(1) 農地中間管理事業

- ① 機構集積協力金について十分な予算を確保すること。
- ② 担い手の育成を円滑に進めるため、経営体育成支援事業について十分な予算を確保すること。
- ③ 農地の受け手も機構集積協力金の対象とする等、受け手対策を充実すること。

(2) 米政策の見直し

- ① 需要に応じた米生産が行われ、需給と価格の安定が図られるよう、 国が責任を持ってきめ細かい需給・価格情報や販売進捗・在庫情報等 を提供すること。
- ② 主食用米以外の多様な水田利用を定着させるため、水田活用の直接 支払交付金を安定的に継続すること。

(3) 日本型直接支払制度

中山間地域においては地域政策が極めて重要であることから、十分な予算措置を行うとともに、自治体や地域の負担が少なく取り組みやすい制度とすること。

(4) 農業協同組合の見直し

農政改革を推進する上で農業協同組合が果たす役割は大きいことから、 その見直しにあたっては、中山間地域の実情などにも配慮し、農業者、農 業団体、地域住民などの意見を踏まえたものとすること。

2 農業担い手確保対策の充実

- (1) 青年の就農直後の経営安定を図るため、青年就農給付金の予算確保と制度拡充(親元就農の場合の要件を利用権設定に緩和)を図ること。
- (2) 雇用による農業の就農促進に向け、農の雇用事業において、平成24年度に設けられた雇用就農者の年齢要件を撤廃すること。

3 森林・林業・木材産業への支援

- (1)産業振興と環境保全を両立させる循環型林業の確立を地域活性化の重要 課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起で きるよう支援措置を充実すること。
 - ① 間伐に加え、利用期を迎えた森林資源の主伐による原木増産と伐採跡 地の再植林などを一体的に行う制度・対策の充実・強化を図ること。
 - ② 木材産業の競争力を強化するため、高付加価値製品加工の技術開発、高品質・低コスト加工や木質バイオマスの生産・利用施設の導入と集積に対する支援の充実・強化を図ること。

- ③ 林業を成長産業として位置づけ、原木増産、県産材の安定供給、需要拡大、特用林産対策等を総合的に進めていくため、森林整備加速化・林業再生基金を延長・拡充すること。
- ④ 森林整備と木材利用に対する長期的な安定財源を確保するため、森林 が有する多面的機能に着目し、地球温暖化対策のための税の使途に森林 吸収源対策を位置づけることや新たな税を創設すること。
- (2) 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
 - ① 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を 実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。
 - ② 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。
 - ③ 林業公社への支援に対する財政支援制度を拡充すること。

4 漁業経営対策の充実

漁業経営の安定化や円滑な漁船の更新を進める構造改革プロジェクトが幅 広く採択されるよう、「もうかる漁業創設支援事業」の予算措置を平成27年 度以降も十分に行うこと。

Ⅲ 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

- 1 農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮しつつ、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保すること。
- 2 国土の強靭性を確保することにより、災害に強い安全で安心な農山漁村の 暮らしを実現し、農林水産業の生産基盤を維持・強化するために、老朽化し た農林水産関係基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算の充実強化を行う こと。

IV 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域(EEZ)の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、 実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、 引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対 策事業について、今後も安定的に事業が実施できるよう、平成27年度以降 も十分な予算措置を行うこと。

V 半島地域への支援

半島地域の特性や実情を踏まえ振興対策を促進するため、平成27年3月をもって、法期限を迎える半島振興法を延長すること。

また、半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること。

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が 明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県 民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

- 2 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、避難道路の早急な整備及び支援の拡充を行うこと。
- 3 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費 について財政措置を講ずること。

Ⅱ 地域の経済情勢への対応

1 消費税の引き上げにより懸念される影響を緩和するため、経済対策などに盛り込まれた施策を適切に実行すること。

また、今後も、価格転嫁が適正になされるよう対策を講ずるとともに、地方経済の動向も十分に把握し、必要な場合は追加の対策を実施すること。

2 依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を来さないように、セーフティーネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティーネットの機能維持に万全を期すこと。

Ⅲ 再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進

再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進のための具体的な施策を明らかにし、必要な財政措置を講ずること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備推進

県民の安全・安心の確保や地域の活性化を図るため、遅れている地方の社会 資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配 分するとともに、特に以下の事項について整備の推進を図ること。

1 地方が実施する事業の推進

地域の生活に欠かせない道路の整備や、住民の安全・安心を確保するための河川改修、土砂災害対策、通学路の安全対策等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金など、必要な予算を十分確保し、整備の遅れた地方に重点配分すること。

また、地方が実施する公共土木施設の老朽化対策や地籍調査について必要な支援をすること。

2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進

- (1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、整備が遅れている地域に重点的に配分すること。
- (2) 住民の安全・安心の確保、都市部との格差解消、大規模災害時の代替性の確保のため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。
 - ① 事業中区間の早期完成を図るために必要な予算を配分すること。
 - ② 未事業化区間の早期事業化を図ること。
 - ・「福光~浅利間」は新規事業化に向けた手続きを早急に進めること。
 - ・「益田~萩間」は優先区間の選定を早急に行うこと。

3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の推進

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備など の改修を推進するとともに、中海湖岸堤防の整備も着実に進めること。ま た、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を 重点的に配分すること。
- (2) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため、必要な予算を配分すること。
 - ① 波積ダムについては、本体工事の早期着手に向けて、必要な予算を配分すること。
 - ② 矢原川ダムについては、建設事業を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

4 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の推進を図ること。

- (1) 高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」の整備を推進すること。
- (2) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること。

Ⅱ 地方交通への支援

1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、地方航空路線に関する変更の届出等においては、事前に国・航空会社・地元自治体で十分な時間を持った協議の場を設定する仕組みの創設など、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。
- (2) 地元自治体と地域が一体となって取り組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。

2 羽田空港における地方航空路線の発着枠の確保

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、羽田空港発着枠の見直し配分等においては、地方航空路線への配慮が必要である。

- (1) 国内航空路線・国際線の発着枠見直し配分に際しては、地方航空路線へ 優先配分すること。
- (2) 特に、代替高速交通機関が未整備である地域に対しては特別枠を設けて配分すること。

3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものである。

これまでも県や町村の支援は実施しているが、島民や観光客の減少により、他の航路と比較しても高い運賃でなければ、航路維持は厳しい状況にある。

ついては、離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで利用できるよう、離島航路に対する国の補助制度を充実すること。

4 高速鉄道網の整備促進

鉄道の高速化に向けて、新たな技術の導入などを早期に進めるとともに、 建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 離島・半島地域への支援

1 離島振興法に基づく支援制度の拡充

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、国境に位置する離島の保全・振興に関して必要な制度の創設を行うこと。

2 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、国 境離島に係る新法の制定や新設された離島活性化交付金をはじめ、十分な予 算額の確保など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

3 半島振興対策の充実

半島地域の特性や実情を踏まえ振興対策を促進するため、平成27年3月をもって、法期限を迎える半島振興法を延長すること。

また、半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること。

Ⅳ 海上監視体制の充実強化

- 1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 2 島根県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、巡視船の増隻や船舶の大型化など海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。

V 湖沼環境保全施策の推進

1 宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。

このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要 な調査等を行うこと。

2 アオコ、水草等の異常発生時には、速やかに回収、処理などの対策を講ずること。

VI 地方の国際観光の振興

国内観光が減少を続ける中、国・地方を通じた訪日外国人旅行者拡大に向け た取組みにより、外国人旅行者が増加傾向にある。

国においては、観光資源等を活かして訪日外国人の誘致を図ることとしているが、今後、地方への来訪を促す次の取組みを、国として一層強化すること。

- 1 新たな広域観光ルートづくりの支援
- 2 地域を取り上げたプロモーションの実施
- 3 外国人受入れ環境の整備
- 4 地域資源を活用した観光地づくりの支援

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着物対策の推進

- 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置については、恒久的な措置とすること。
- 2 海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究 明と対策を強く要請すること。

Ⅱ 隠岐世界ジオパークへの支援

隠岐世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、地質遺産及び生態系の保存・調査研究についての支援を行うこと。

Ⅲ 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応

- 1 微小粒子状物質 (PM2.5) による健康影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- 2 「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたところであるが、予報・予 測精度の一層の改善を図り、的確な注意喚起が実施できるようにすること。

Ⅳ 湖沼環境保全施策の推進

宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。

このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要な 調査等を行うこと。

V 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更 許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持 って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、 県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

- (1) 「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制 を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画(原子力災害対策 編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、国が前面に 立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。
 - ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
 - ② 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、 避難支援要員等の迅速な確保
 - ③ 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の 確保
 - ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
 - ⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及び そこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
 - ⑥ 乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定ョウ素 剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用体制の充実

- (2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。
 - ① 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等を対象 とした放射線防護対策及び通信手段の確保
 - ② 消防団員等防災業務従事者への資機材の配備
 - ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
 - ④ モニタリングやスクリーニングで必要となる資機材の配置
- (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

Ⅵ 省エネルギー推進

地球温暖化防止の観点から、省エネルギー推進のための施策を充実すること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、 米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ、さらに騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

- (1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- (2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。
- (3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国と地方で協議する場を設置すること。

Ⅱ 自衛隊輸送機の機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化

航空自衛隊美保基地においてC-1輸送機に代わり配備が予定されているC-2輸送機の導入にあたっては、安全運航に万全を期すとともに、低空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連市町村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。

Ⅲ 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実

1 隠岐島は、国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保という国家的な役割を担っている。

平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われている ところであるが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中、隠岐島に分屯地を配備す るなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。

2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、出雲駐屯地をはじめ、県内における自衛隊の配備体制の充実を図ること。